

女性薬剤師等の復職支援研修実施要領

1 目的

病院・薬局等での勤務経験がある女性薬剤師等の復職支援を促進するため、薬剤師会の復職支援相談窓口に登録した薬剤師に対し、研修の情報を提供するとともに、地域の薬局等の協力のもと、復職支援研修A(集合・座学研修)、B(実務実習)を実施する。

2 実施期間

例年9月～翌年1月

3 主催等

一般社団法人愛媛県薬剤師会が主催し、一般社団法人愛媛県病院薬剤師会および愛媛県女性薬剤師会が協力する。

4 実施事項

(1) 復職支援研修 A (集合・座学研修)

- ① 日時 9月中旬の1日 13:00～16:30
- ② 場所 愛媛県薬剤師会館 (松山市三番町7丁目6-9)
- ③ 内容 13:00～ 会長挨拶
13:05～ 講演1 「薬剤師を取り巻く環境と薬剤師活動」：県薬剤師会
13:50～ 講演2 「在宅医療と薬剤師」：県薬剤師会
14:15～ 講演3 「接遇とコミュニケーションスキル」：外部講師
——休憩(10分)——
15:10～ 講演4-1 「保険調剤の理解のために」：県薬剤師会
講演4-2 「薬歴の書き方等」：県薬剤師会
16:15～ その他 薬局実務実習にあたっての連絡事項：県薬剤師会
16:30 閉会

(2) 復職支援研修 B (実務実習)

① 期間

概ね10月～翌年1月の間に随時実施することとし、具体的受講日は、以下に注意し、協力薬局と受講者との協議により計画する。

② 時間数

時間数は、原則4時間を1単位とし、積算10単位(40時間)を1クールとする。ステップアップ研修として、最高4クール(40単位、160時間)まで実習可能とする。(8時間換算で20日間)
実務実習のクール数は、協力薬局と受講者との協議により決定する。

③ 場所

実務実習先は、登録者の居住地から徒歩・自転車等で通勤可能な協力薬局を復職支援相談窓口が選定し、当該協力薬局等と協議の上決定するものとする。その他、受講者の事情を優先的に配慮する。

④ 主な実習内容と実習計画

A：保険調剤請求等 調剤 服薬指導 薬歴記載や入力
B：疾患と薬剤 OTC薬 在宅医療 医薬品と副作用

- ア 実務実習に当たっては、上段 A の内容を中心に、協力薬局等が受講者と協議の上実習計画を策定し、実施する。ただし、必要に応じて他の内容に変更して実習することができるものとする。
- イ 下段 B の内容については、薬剤師関係団体や協力薬局薬剤師会等が主催する生涯学習集合研修・通信講座等を順次情報提供し、登録者各自が申し込み受講する。(受講料は、主催者のルールに依る。)

⑤ 実習記録と実績報告

- ア 受講者は、受講日毎に受講内容等を記録し、協力薬局等の責任者に提出する。協力薬局等責任者は、これを確認し実習記録として保管する。
- イ 協力薬局等は、実務実習終了後 1 カ月以内に、実績報告書として実習計画、実習記録を愛媛県薬剤師会長に提出する。

⑥ 謝金等

協力薬局等への謝金は、1 単位ごとに 5 千円とし、実習終了後に提出された実績報告書に基づき、一般社団法人愛媛県薬剤師会が相応の金額を支払う。
実務実習受講者から受講料は徴収しない(無料)。

⑦ その他

- ア 受講時に、託児を必要とする場合はあらかじめ申し出、実習終了後に上記実績報告書とともに領収書等を提出した場合、その経費を一般社団法人愛媛県薬剤師会が支援することができる。
- イ 保険薬局で実務実習を実施するにあたっては、保険薬剤師登録を必要とする。実務実習受講者は、必要に応じて、新規登録、変更届および再交付申請を指導する。